

48 青少年学徒に賜りたる勅語奉読式要領につき伺

〔昭和十五年五月〕

号	定決裁	月 日	文書課長		送発	月 日	起案者	(石坂) 印
---	-----	-----	------	--	----	-----	-----	--------

昭和十五年五月九日起案

学務課長 (有光) 印

専門学務局長 (永井) 印

大臣

次官 (赤間) 印

普通学務局長代 (斎藤) 印

実業学務局長 (関口) 印

秘書課長 (田中) 印

文書課長 (宮崎) 印

(注記1)

(注記2)

伺

青少年学徒ニ賜ハリタル勅語奉読式要領別紙ノ通決定相成可然
哉

尚附図ハ左ノ通ニシテ印刷準備中ナリ

第一 奉迎整列位置要図

第二 唱歌斉唱及分列式行動並奉送整列位置要図

第三 集会及解散要図

(下 札)

附表 部隊編成表

備考

字句其ノ他整理ヲ要スル部分アリ

青少年学徒ニ賜ハリタル勅語奉読式要領(案)

第一、日時及場所

日時 昭和十五年五月二十二日午前十時三十分開始

場所 代々木練兵場

第二、勅語奉読式次第

- 一、集合
 - 二、整列
 - 三、奉迎
 - 四、挙式
 - 1. 「君が代」斉唱
 - 2. 宮城遙拝
 - 3. 青少年学徒ニ賜ハリタル勅語奉読
 - 4. 文部大臣訓示
 - 5. 唱歌斉唱
 - 6. 分列式
 - 7. 万歳奉唱
 - 五、奉送
 - 六、解散
- 第三、勅語奉読式次第細目
- 一、集合

- 1. 各学校ハ教職員及学生生徒一団トナリ指揮者ノ引率ノ下ニ可成徒歩ニヨリ集合スルモノトス但シ男女学生生徒ノ在学スル学校ニ在リテハ各別ニ集合スルモノトス
 - 2. 各学校ハ左記ノ個所ヨリ午前八時四十分迄ニ所定ノ集合所ニ至リ各集団長ノ隷下ニ入ルモノトス但シ教職員ハ一校毎ニ一団トナリ直ニ所定ノ位置ニ就クモノトス(附図第 参照)
 - 穂田 口
 - 渋谷 口
 - 富ヶ谷 口
 - 山谷 口
 - 3. 各集合所ニ於テ大隊長、中隊長ハ人員、携行品、服装ノ良否等ヲ点検スルモノトス
 - 4. 編成ヲ終リタル集団ハ所定ノ順序ニ依リ逐次式場ニ入ルモノトス
 - 5. 来賓ハ穂田口ヨリ入場シ午前十時迄ニ所定ノ位置ニ就クモノトス
 - 6. 自動車ハ所定ノ標識ヲ附シタルモノノ外入場シ得ザルモノトス
- 二、整列
- 1. 各集団ハ集団長ノ区処ヲ以テ午前九時三十分迄ニ所定ノ位置ニ整列ヲ終ルモノトス
- 委員長、副委員長及委員ハ午前十時所定ノ位置ニ就クモノトス

三、奉迎

2. 整列隊形ハ「附図第」ノ如シ
3. 整列完了セバ各集団長ハ即時参列人員表ヲ儀式係長ニ提出ス
4. 儀式係長ハ右ノ報告ニ依リ参列人員及準備完了ノ旨ヲ委員長及総指揮官ニ夫々報告ス
5. 委員長ハ直ニ之ヲ文部大臣ニ報告ス

1. 御軍神宮橋御通過ノ際煙火ヲ打上ゲ同時ニ喇叭号音「氣ヲ付ケ」ヲ吹奏ス

2. 喇叭ノ吹奏ト同時ニ軍服着用者及男子学生生徒以外ハ全員脱帽シ外套ヲ脱ス

3. 御車式場入口ニ達セラレタルトキ軍楽隊ハ「君が代」一回ヲ奏ス

4. 宮殿下御登壇在ラセラルルヤ喇叭号音「一声」ノ合図ニ依リ全員敬礼ヲ行フ

敬礼ト同時ニ軍楽隊ハ「君が代」一回ヲ奏ス
奏樂終リタル時全員ノ敬礼ヲ終ル

5. 敬礼ノ方法

イ、各部隊（女子部隊ヲ除ク）ハ大隊長ノ号令ニ依リ部隊ノ敬礼ヲ行フ

ロ、隊列ニ加ハラザル軍服着用者ハ「挙手注目」、女子部隊、其ノ他ノ者ハ最敬礼ヲ行フ

ハ、校旗ハ旗手右手ヲ旗竿ニ沿ヒ目ノ高サニ挙ゲ旗鍬ヲ右股ヨリ離スコトナク右手ヲ充分ニ前方ニ伸シ旗ヲ

垂ル

二、奏樂終ラバ部隊ハ大隊長ノ「直レ」ノ号令ニテ旧ニ復ス

6. 敬礼終ルヤ文部大臣ハ 宮殿下ノ御前概ネ十歩ノ位置ニ参進シ敬礼ノ後青少年学徒ニ賜ハリタル勅語奉誦式挙行ノ旨ヲ言上シ敬礼ノ後旧位置ニ復ス委員長、副委員長之ニ従フ

四、挙式

1. 開式

儀式係長開式ヲ宣ス（拡声器）

2. 「君が代」斉唱（拡声器合図）

イ、指揮者ハ指揮台ニ登壇シ其ノ指揮ニ基キ軍楽隊ノ吹奏ニ依リ全員唱和ス但シ「君が代」は「迄前奏ス
ロ、「君が代」斉唱ハ二回トス

3. 宮城遙拝（拡声器合図）

イ、「宮城遙拝」ノ合図アルヤ部隊ハ大隊長ノ号令ニ依リ其ノ儘ノ隊形ヲ以テ宮城ノ方向ニ向ヒ其ノ他ノ者ハ之ニ準ズ
ロ、喇叭号音「一声」ノ合図ニ依リ全員敬礼ヲ行フ
（敬礼ノ方法ハ奉迎ノ場合ニ準ズ「君が代」ヲ奏セズ）

ハ、「直レ」ノ合図ニ依リ敬礼ヲ終リ旧ノ方向ニ復ス
（拡声器）

4. 青少年学徒ニ賜ハリタル勅語奉誦（拡声器合図）

イ、文部大臣登壇ス

ロ、文部大臣登壇スルヤ部隊ハ大隊長ノ号令ニ依リ

「注目」ス

ハ、儀式係員勅語ヲ捧持シテ参進ス

ニ、文部大臣勅語ヲ奉読ス（拡声器）

ホ、文部大臣勅語ヲ奉読シ終ルヤ部隊ハ大隊長ノ「直

レ」ノ号令ニ依リ注目ヲ解ク

ヘ、儀式係員勅語ヲ捧持シテ奉安ス

5. 文部大臣訓示（拡声器合図）

イ、文部大臣訓示ス（拡声器）

ロ、文部大臣訓示終了スルヤ降壇（抹消）^{（加筆）}ニ復ス

6. 唱歌斉唱（拡声器合図）

イ、文部大臣降壇スルヤ斉唱部隊ハ直ニ斉唱ノ位置ニ

移動シ指揮者ハ指揮台ニ登壇ス

ロ、斉唱部隊^{（抹消）}（全員）^{（加筆）}「ハ」敬礼ノ後軍楽隊ノ吹奏ニ依リ

「斉唱部隊ハ」「紀元二千六百年頌歌」及「海行か

ば」ヲ斉唱ス但シ「遠すめろぎの畏くも」及「海

行かば」迄前奏ス

ハ、斉唱部隊ハ斉唱終ルモ其ノ儘ノ隊形ニテアルモノ

トス

7. 宮殿下御降壇

イ、唱歌斉唱終ルヤ喇叭号音「一声」ノ合図ニ依リ全

員敬礼ヲ行フ（敬礼ノ方法ハ奉迎ノ場合ニ準ズ

「君が代」ヲ奏セズ

ロ、宮殿下文部大臣ノ御先導ニテ御降壇在ラセラルル

ヤ「直レ」ノ合図ニ依リ旧ニ復ス

ハ、喇叭号音「其ノ場ニ休メ」ヲ吹奏約十五分間休憩

ス

8. 賜 謁

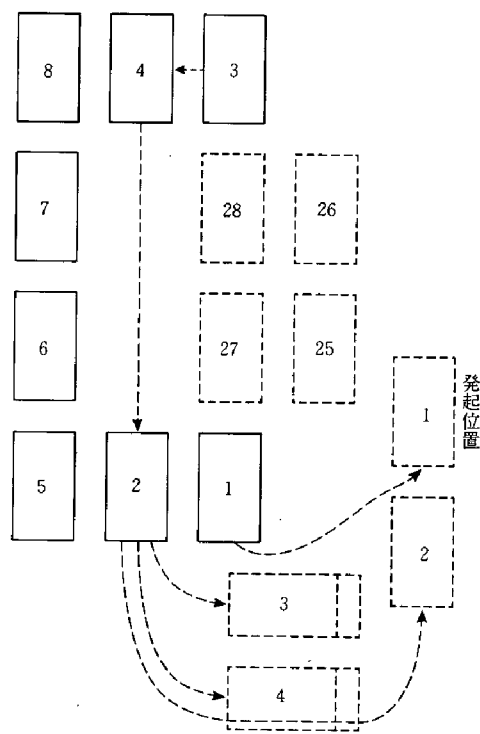
御休憩所ニ於テ関係者ニ謁ヲ賜フ

9. 分列式準備

イ、休憩間分列式発起ノ準備ヲナス第一乃至第四集団

ハ集団長ノ指揮ニ依リ行動ヲ開始シ左図ノ如ク分

列式発起隊形ヲ作ルモノトス



備考 イ、第一集団ハ発起位置

ロ、第二集団ハ其ノ後尾

ハ、第三集団ハ第二集団ニ続キ北面シテ準備ス

二、第三集団ハ第四集団ノ左側ニ至ル

ロ、女子部隊ノ旧位置ニ復スル時ハ休憩間第四、第三

集団其ノ背後ヲ通過シ終リタル後トス

ハ、其ノ他ノ集団ハ「右向ケ右」ヲシ爾後ノ行動ヲ準備ス

備ス

二、分列式発起ノ準備終了シタルトキハ儀式係主任ハ

此ノ旨委員長ニ報告ス

ホ、委員長ハ直ニ之ヲ文部大臣ニ報告ス

ヘ、儀式係主任ハ 宮殿下御休憩所ヲ出デサセラルル

合図ニ依リ喇叭号音「気ヲ付ケ」ヲ吹奏〔ス〕〔抹消〕

〔セシム〕

10. 宮殿下御登壇

宮殿下御登壇在ラセラルルヤ文部大臣ハ 宮殿下御前

概ネ十歩ノ位置ニ参進シ敬礼ノ後分列式開始ノ旨言上

シ敬礼ノ後 宮殿下ノ左後方ニ至ル同時ニ委員長、副

委員長之ニ従フ

11. 分列式実施要領

イ、分列式実施要領ハ「附図第一」ノ如シ

ロ、分列式ハ集団ヲ単位トシテ行フモノトス敬礼ハ大

隊毎ニ行フ

ハ、行進ノ速度ハ一分間百十歩、一步幅七十五糎トス

二、分列式ハ文部大臣定位ニ就キタル後儀式係主任ノ

合図ヲ以テ喇叭号音「前へ」ニ依リ開始ス

ホ、文部大臣ハ御前通過ノ集団毎ニ其ノ学校種別ヲ言

上ス

ヘ、標兵ハ所定ノ位置ニ待機シアリテ標兵係ノ指示ニ

依リ定位ニ就クモノトス其ノ時期及標兵待機ノ位

置ハ現場ニ於テ之ヲ示ス

ト、総指揮官ハ敬礼点通過後 宮殿下ノ右後方ニ至ル

チ、最後尾部隊ノ敬礼点ヲ通過シ終リタル時総指揮官

ハ敬礼ノ後奉送ノ位置ニ至ル

文部大臣ハ 宮殿下ノ御前概ネ十歩ノ位置ニ進ミ

分列式終了ノ旨ヲ言上シ旧位置ニ復ス次イデ文部

大臣並ニ委員長、副委員長ハ奉送ノ位置ニ至ル

リ、標兵ハ総指揮官敬礼ノ後撤去ス

ヌ、女子ノ集団ハ所定ノ位置ニテ参観ス

12. 万歳奉唱

イ、分列式終了後最後尾部隊ノ整列完了ノ合図ヲ待チ

万歳ヲ奉唱ス

ロ、文部大臣ハ万歳奉唱ノ位置ニ参進シ敬礼ノ後万歳

ヲ発唱スレバ全員之ニ唱和ス

ハ、文部大臣

「天皇陛下万歳」 全員「万歳」

「万歳」 「万歳」

「万歳」 「万歳」

二、唱和ノ際ハ全員両手ヲ拳ケ

五、奉送

1. 万歳ノ奉唱終レバ文部大臣ハ 宮殿下ノ御前概ネ十歩

ノ位置ニ参進シ敬礼ノ後行事全ク終了ノ旨ヲ言上ス

2. 文部大臣言上終ルヤ喇叭号音「一声」ノ合図ニ依リ全員敬礼ヲ行フ（敬礼ノ方法ハ奉迎ノ場合ニ同ジ）

3. 軍楽隊ハ御車御出發ト同時ニ「君が代」ヲ奏ス

4. 御車式場ヲ御退出後煙火ヲ打上ゲ同時ニ喇叭号音「休メ」ヲ吹奏ス

六、解散

1. 儀式係長ノ「解散」ノ挨拶ニ次イデ喇叭号音「解散」

ヲ吹奏ス

2. 解散号音ニ依リ集団ノ編成ヲ解クモ各部隊ハ大隊長ノ

引率ニ依リ所定ノ場所ニ至リタル後各学校指揮者引率

ノ下ニ左記ノ個所ヨリ退出スルモノトス其ノ実施方法

ハ「附図第」ノ如シ

穂田 口

渋谷 口

富ヶ谷 口

山谷 口

第四、編成

一、参加部隊ノ編成ハ「附表」ノ如シ

二、集団、大、中隊数ハ之ヲ変更セザルモノトス

三、一中隊ハ三小隊、一小隊ハ三分隊ニ編成シ学生生徒数中隊長以下二百十七名ヲ本則トシ、一小隊ハ小隊長以下七十二名ヲ本則トス

中隊ノ定員ニ充タザル時ハ小隊数ヲ欠クカ又ハ第二小隊ノ

人員ヲ減少スルモノトス

中隊長以下ノ幹部ハ学生生徒ヲ以テ之ニ充ツルモノトシ中、小、分隊長以外ノ幹部ハ設ケザルモノトス

四、四中隊ヲ以テ一大隊ヲ、四大隊ヲ以テ一集団ヲ編成スルヲ

本則トス集団長、大隊長ハ配属将校又ハ教練教師ヲ以テ之ニ充ツルモノ、トス集団長ニ集団附二名ヲ、大隊長ニ大隊

附一名ヲ附シ配属将校又ハ教練教師ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

五、校旗ハ旗手ノ外五名ノ旗護手ヲ附スルモノトス

六、集団ハ集団名ヲ記シタル集団旗ヲ以テ表示スルモノトス

七、総指揮官ニハ幕僚三名ヲ附シ共ニ乗馬スルモノトス

第五、服装

一、学校職員

1. 配属将校

儀式軍装ニシテ略綬ヲ佩ビ背囊ヲ除ク但シ図囊ヲ用フルモ差支ナシ

2. 教練教師

軍籍ニアル者ハ右ニ準ズ下士官以下ニ在リテハ彈藥盒ヲ附セザル帶剣トス

3. 其ノ他ノ教職員

イ、男子

制服、「フロックコート」、「モーニングコート」又ハ背広トシ帽子ハ制帽、「シルクハット」、黒山

高又ハ中折帽トシ靴ハ黒靴トス帶勲者ハ略章ヲ佩

ブ

ロ、女子

制服又ハ式日ニ用フル服装トシ履物ハ黒靴又ハ草履トス但シ小雨ノ場合ハ下駄ニテ差支ナシ

二、参加学生生徒

1. 男子学生生徒

制服、制帽トシ脚絆ヲ穿チ徒手ト(抹消)(加筆)〔シ外被ヲ用ヒ

ズ〕但シ中折帽ヲ制帽トスル学校ニ在リテハ教練用帽

子トス

2. 女子学生生徒

制服(加筆)〔制帽〕トス但シ制服(加筆)〔制帽〕ノ定メナキ学校ニ

在リテハ式日ニ用フル服装トス

第六、注意事項

一、各学校共校旗ヲ携行スルコト 但シ一校一旒トス

御親閲拝受章ヲ拝受セル学校ニ於テハ之ヲ校旗ニ附スルコ

ト

二、教職員ハ学校名ヲ記入シタル概ネ幅一寸、長サ三寸ノ「白

リボン」ヲ左胸部ニ附スルコト

三、式場ノ内外ヲ問ハズ言動ヲ慎ミ学生生徒ノ本分ヲ厳守スル

コト

四、式場ニ於テハ入場後退出ニ至ル迄喫煙セザルコト

五、式場ヲ汚損セザルヤウ務ムルコト

六、各学校ハ学生生徒中ニ適宜救護班ヲ設ケ常備薬類ヲ用意ス

ルコト

概ネ一中隊一名トスルコト

七、便所ノ使用ハ相当混雜ヲ来ス虞アルニ依リ其ノ使用ハ他ニ

迷惑ヲ及ボサルヤウ特ニ留意スルコト

八、各学校ニ在リテハ予メ学校名及教職員、学生生徒ノ員数ヲ

明記セル参列人員票ヲ二枚用意シ置キ一枚ハ受付係ニ、他

ノ一枚ハ集合所ニ於テ団体係員ヲ経テ所属集団長ニ提出ス

ルコト但シ男女(加筆)〔学生〕生徒ノ在学スル学校ニ在リテハ各別

ニ提出スルコト

九、集合ノ時間ハ午前八時四十分(加筆)〔迄〕ナルモ相当混雜ノ虞アル

ヲ以テ可成早目ニ集合スルコト

十、式場退出ノ際ハ一層混雜ノ虞アルヲ以テ各学校指揮者ハ十

分注意ノ上自校ノ学生生徒ノ指揮誘導ニ務ムルコト

十一、各学校ニ於テハ適宜予行ヲ行フコト

〔注記1〕

「記録掛／16・4・18／受領」

〔注記2〕

「三九」〔簿冊内件名番号〕

〔下札〕

〔種別〕 一／聯繫 / 登録追加 / 件名 専門局伺 青少年学

生ニ賜ハリタル勅語奉読式要領 / 番号 / 結了年月日 昭一五

五 / 保存年限 ムキ / 枚数 10

〔自大正12年11月至昭和21年5月〕
帝室ニ関スル総規 第2冊 文部
省 3A, 30-5, 1045